

知事及び副知事の退職手当に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十八号

知事及び副知事の退職手当に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(知事及び副知事の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 知事及び副知事の退職手当に関する条例(昭和五十六年三月奈良県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の七十」を「百分の六十三」に、「百分の五十」を「百分の四十五」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第二条 教育長の給与等に関する条例(昭和三十二年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の五十」を「百分の四十五」に、「百分の三十」を「百分の二十七」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。